

中之島シティ法律事務所報

N C L a w  
L e t t e r 

第 26 号

Vol. 26

April, 2025



|  |    |
|--|----|
| 巻頭言 Spread your wings (三山 峻司) . . . . .        | 2  |
| 新人挨拶 (大東 あい) . . . . .                         | 3  |
| 名義預金か否かの判断基準 (阪口 誠) . . . . .                  | 4  |
| 実質株主確認制度の概要 (北村 優香子)                           |    |
| —会社と株主との間における建設的な対話の促進に向けて— . . . . .          | 6  |
| 「推し」か「ファン」か (湯浅 靖) . . . . .                   | 8  |
| 司法試験考査委員に就任しました (池田 聡) . . . . .               | 8  |
| 犯罪白書を読んで (松下 聡) . . . . .                      | 9  |
| 「阿川尚之先生メモリアルパーティー」に参加して<br>(安田 幸司) . . . . .   | 9  |
| 近況のご報告—知的財産委員会の副委員長への就任など<br>(矢倉 雄太) . . . . . | 10 |
| 大人になって再開する趣味 (西川 侑之介) . . . . .                | 10 |

## 巻 頭 言 (Spread your wings)

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

ときは巡りまた春がやってきました。

事務所もこの地に開業して満 20 年になります。

そして新しい仲間が加わってくれました。弁護士の所属数は 10 名、事務方は 7 名になり大手の弁護士事務所との員数は比べようもありませんが、それぞれの年齢も性別も個性も違った仲間が、一人ひとりの矜持を持ちスキルを磨き、仕事に生きがいを感じ、何らかの形で人々に貢献できるように同じ頂きを目指して登ります。

四囲の環境は激変し続けタフな課題がその時々状況に合わせて次々と生じ私共の前に現れます。そしてこれらの課題は私共に私共がどうあるべきかを常に問いかけてきます。一人ひとりにとって工夫のしどころが続きます。

私共は与えられる様々な課題を悪戦苦闘しつつも工夫を凝らし一つ一つ乗り越えていきます。

頂上への道も今のこの一歩から。その途上において一步一步をしっかりと進む以外にありません。各自が自身の足下は大丈夫かと確かめたい毎日です。

「依頼者の方々」と「事件との巡りあい」の合縁奇縁に深く思いを致し、巡り合った事案の処理に悔いの残らぬようにこれからもベストを尽くしてまいります。

頂上への途は一つではありません。その過程を味わいつつ歩を進めます。

“Open your mind to the future. Spread your wings! Explore and Enjoy new charenges!!”

初心に立ち戻り、自分自身を鼓舞したい言葉です。



## 新人挨拶

弁護士 大東 あい

2025年4月より中之島シティ法律事務所に入所いたしました、弁護士の大東あいと申します。

私は同志社大学・京都大学法科大学院を卒業した後、大阪で1年間の司法修習を修了し、この度大阪の地で弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。出身は奈良県であり、生まれ育ったこの愛着ある関西の土地で、弁護士として活動できますことをとても嬉しく思います。

私が法曹を目指したのは、大学2年生の終わりの頃になります。ちょうどコロナ禍が深刻化して、今まで取り組んできたゼミ活動や部活動について活動制限が開始された頃でした。周りの同級生は活動制限に落胆しながらも就職活動をし始めていましたが、私は活動制限が起きてもそこまで落胆していない自分にどこか焦りを感じていました。思えばまだ自分の中で学生生活をやり切ったと言える自信がなかったのだと思います。そうした中で、同じ中高大生活を過ごしてきた親友が、公認会計士試験に合格したとの報告をくれました。サークル活動等、いわゆる楽しい大学生活を犠牲にして一心不乱に頑張ってきた親友の姿は眩しかったですし、同時に自分もその親友と肩を並べられるような何か社会に通用する資格が欲しいと思いました。また家族や周囲からは、幼少期から人の間に立ってトラブルの仲裁役になることが上手だと頼りにしてもらっていたこともあって、何か人のトラブルと一緒に悩み解決できるような仕事に就きたいとも思うようになりました。

そんな時、大学で受講していた講義の中で、弁護士が新たなビジネスを自治体や近隣住民との障壁もある中で導入し、人々の生活を支えたり、倫理的な問題まで幅広く解決できる仕事であることを講演して下さいました。この講演を通じて、法律の専門家ではありながらも、法律以外の様々な問題を解決できる弁護士という仕事の面白さに魅了され、この道を志す決心ができました。

依頼者の悩みに真摯に寄り添い、総合的な解決方法を提示できるきめ細やかな弁護士になれるよう日々精進していく所存でございます。また、私は音楽を中心に芸術分野への関心が特に高く、ピアノやバイオリンを習い事として続けていたことから、知的財産法に興味を持ちました。そして、自分が法曹を目指す決心の機会を頂いた弁護士がそうであるように、私も日本を支える多くの企業様の支援がしたいと思っております。会社法や労働法、知的財産法の分野で専門性を伸ばし、一日でも早く、皆様のお役に立てますよう、誠心誠意努力して参ります。

最後に、弁護士としての歩みを始めたばかりの若輩者ではございますが、一件一件のご依頼に全身全霊で取り組んで参りますので、何卒、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

# 名義預金か否かの判断基準

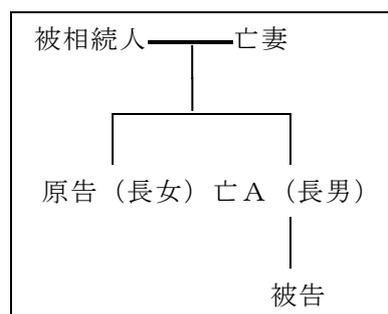
弁護士 阪口 誠

## 1 はじめに

私が担当していた訴訟で、本年1月、興味深い判決が高等裁判所で下されたので、重要な争点に変更がない範囲で事案を単純化してご紹介いたします。特に興味深い点は、地裁と高裁で事実の認定に違いがなかったにもかかわらず、地裁と高裁で判決が完全に異なるところです。もっとも、本件は最高裁判所に上告されており、最高裁判所での判断が待たれるところです。

## 2 事案の概要

被相続人は、札幌市内<sup>\*1</sup>で妻及び長女と長年生活し、妻死亡後は、長女とふたりで生活していた。一方、相続人の長男Aは妻との間に子供がひとりいたが、妻に先立たれ、約15年前から子供とふたりで大阪市内に居を構えていた。



Aは平成元年2月1日に死亡し、Aの遺産は全て子

供（以下「被告」という。）が相続したが、その中には被相続人が通帳と届出印（以下「通帳等」という。）を管理していたA名義の預金通帳が5通あった（一部は北海道にしかない銀行で他は全国展開している都市銀行）。当時、被相続人は認知症を患っていたため、なぜ、被相続人がA名義の通帳等を保管していたのかを確認することができなかった。

Aが死亡した2ヶ月後（当時、当該預金口座は未だ解約していなかった。）、被相続人が死亡し、長女（以下「原告」という。）がもうひとりの法定相続人であるAの子供である。当該預金は、被相続人の遺産であると主張したが、話し合いは決裂したため、原告は、札幌地方裁判所<sup>\*2</sup>に当該預金は被相続人の遺産であるとして、Aの子供を被告として遺産確認請求訴訟を提起した。

## 3 それぞれの主張

原告の主張は、当該普通預金口座に入金したのは被相続人であること、被告は長年大阪に居住し、Aと行き来はあったものの同居しておらず、Aが当該通帳と印鑑を所持していたこと、一部の銀行は北海道しか店舗がないこと、それ以外の口座についても入出金の大半は札幌市内の店舗でなされていたことなどから、実質的には被相続人の遺産であると主張した。

一方、被告は、当該口座は本人確認法の施行後に開設されたものであり、Aが口座の開設手続にかかわっていたこと、被相続人には敢えてA名義の口座を開設する動機が認められないこと、大阪市内の支店でも入出金が認められること、ひとつの口座は

<sup>\*1</sup>遠距離であることを説明するために札幌市内とただで、実際は他府県です。

<sup>\*2</sup>実際は他の地方裁判所です。

Aを契約者する保険の掛金を引き落とすために札幌市内で開設されたものであることなどから、Aに贈与されたものであると反論した。

#### 4 札幌地裁の判決と札幌高裁の判決

(1) 札幌地裁は、原告の主張を全面的に認め、被相続人の現金が入金されていることを重要視し、被相続人の預金であると認定した。なお、被告が主張していた「Aに贈与された」ことを認定するだけの証拠がないとし、原告勝訴の判決を下した。

(2) ところが、札幌高裁は、全ての口座開設にAがかかわっていたと認められること、Aが契約者となっている保険契約の掛金を引き落とすために毎月掛金額とほぼ同額が札幌市内で入金されており、保険金の受取人が被相続人ではなく、被告になっていることなどから被相続人が掛金とほぼ同額の預金をしたのは、贈与の意思があったこと、被相続人が、自己の預金を敢えて自己の名義ではなくA名義の口座で開設する動機が認められないこと、被相続人とAの関係性が悪化していた様子などがわからないことなどから、本件預金は全て被相続人からAに贈与されたものと控訴人（被告）の勝訴判決を下した。

#### 5 従前の最高裁判決

名義預金か否かの判断基準に関して紹介される最高裁判決はいくつかありますが、昭和52年8月9日判決は、Aがお金を用意し、自らの預金とするが、B名義で定期預金することを一任し、預金証書及びBの刻印のある印鑑を保管していた事案で、最高裁は、出捐者がAであること、Bはあくまでも使者又は代理人であること、預金証書及び印鑑をAが保管していたことなどから、Aの預金として認定しました。この考え方は客観説といわれるもので、主として出捐者が誰であるかを重要な判断要素とします。また、税務上も出捐者が誰かを重要視し、実質的な預金者を決定していたので、税理士は、親が子（又は祖父母が孫）に贈与するときは、時々預金の払い出しを受けて、子のために費消するように助言しています（かかる点は現在でも通用する助言です。）。

#### 6 平成15年最高裁判決

一方、普通預金に関する最高裁判決は長年ありませんでしたが、平成15年に普通預金の名義預金性に関するふたつの重要な判決が出ました。紙面の都合上、その詳細を紹介することはできませんが、平成15年2月21日判決は「X保険会社代理店A」名義の普通預金が誰の預金になるかについて（Aが破産したため、銀行が主張する貸付金との相殺が有効か、あるいはXの預金か）判断する際、口座開設者、口座名義、口座の管理者、預金原資の帰属等を総合的に考慮して判断すべきとし、銀行の相殺が有効であると認定しました。

この判決については、従前の最高裁の判例を変更したのか、維持したのか、あるいは進化させたのかは、学者の間でも評価が分かれているようで、果たして私の担当している裁判がどのようになるのか興味深いところです。

以上

## 実質株主確認制度の概要

### —会社と株主との間における建設的な対話の促進に向けて—

弁護士 北村 優香子

#### 1 はじめに

近年、株式会社においては、株式会社と株主との間の建設的な対話を促進させ、中長期的な企業価値の向上を図ることが特に重要であると考えられており、政府も、中長期的な企業価値の創造に向けた「企業と投資家の建設的な対話の促進」を国の重要施策として掲げています。

ここで、たとえば名義株主の背後に議決権行使の指図権限を有する者がいる場合、名義株主は指図どおりに議決権を行使するだけであることからすると、名義株主が必ずしも対話の主体として適切ではない場合が存在することが考えられます。もっとも、現行制度上、大量保有報告制度の適用対象（5パーセント超）となる場合を除き、株式会社や他の株主が、名義株主の背後に存在する議決権指図権限等を有する者を確認する制度は存在しません。

そこで、会社法制研究会（公益社団法人商事法務研究会）においては、株式会社と株主との間の建設的な対話を促進するために、株式会社が名義株主に対してその背後に存在する者、いわゆる実質株主に関する情報の提供を請求することができる制度（以下では、当該制度を「実質株主確認制度」と言います。）を創設することが検討されています。

本稿では、現在議論されている実質株主確認制度の各案の内容について、簡単にご紹介できればと思います。

#### 2 各案の概要

会社法制研究会においては、現在、実質株主確認制度のモデル案として、A案からC案までの案が出されています。実質株主確認制度の対象となる会社の範囲については、制度趣旨である、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進、又はそれに加えて株主共同の利益の保護が妥当するのは上場会社に限られないとして、上場会社ではない公開会社や非公開会社を含む全ての株式会社を対象とすることが考えられています。紙面の都合上、各案の詳細は記載できませんが、概要は以下のとおりです。

まずA案は、株式会社が株主名簿に記載されている株主に対して、実質株主の情報（氏名又は名称及び住所その他の連絡先並びに実質株主が指図権限を有する株式数）の提供を請求できること、及び当該株式会社からの情報提供請求に対し、株主が、情報の提供をしなかったり、虚偽の情報を提供した場合には、過料の制裁の対象とすること等を内容とするものです。

次にB-1案は、株主が情報提供を怠った場合のペナルティについて、A案の過料の制裁に代えて、株主総会において議決権を行使できないことを内容としています。

また、B-2案では、A案にプラスして、情報提供を怠った株主が議決権を行使する

ことが株主共同の利益を著しく害するときは、株式会社は、当該株主の株主総会における議決権行使を制限することができる」と規律します。

最後にC案では、過料の制裁の点を除けばA案と同様であるものの、株式会社に実質株主に関する事項について調査義務があること、情報提供を怠った株主は、株主総会において議決権を行使できないこと、及び株主名簿に指図権者として記載又は記録された者は株主総会に出席でき、株主とみなされることが内容とされています。

### 3 各案の検討

A案は、実質株主確認制度の趣旨を株式会社と株主との間の対話の促進という点に求め、この趣旨を達成するために必要な限度で制度を設計しようとするものであり、A案からC案までの各案の中では、最も「小さな制度」であると言えます。A案に対しては、過料による実効性の確保の限界が懸念されていますが、会社の情報提供に応じなかったときは会社法の規定に違反したこととなって、場合によっては不法行為責任などの効果も生じ得るとされています。

B-1案は、情報提供を怠った株主の議決権を一般的に制限するものであるため、このような考え方の採否については、実質株主確認制度の実効性を確保するために必要であるというだけでは足りず、そのような規律を設けることの相当性について、実体法的な側面と手続法的な側面から慎重に検討することが必要であると指摘されています。また、B案に共通する問題として、議決権を停止することに伴い、株主総会決議の取消事由の有無が問題となり得るなど、法的不安定性の面が懸念されています。

続くB-2案では、「株主共同の利益を著しく害するとき」という要件が抽象的であり、ますます不安定であることに加えて、「株式会社は・・・議決権・・・の行使を制限することができる」という規律となっており、会社の恣意的な行動を許す点で問題があることが指摘されています。

最後にC案は、A案に対して「大きな制度」であるとされているところ、C案では、株式会社に実質株主に係る情報を調査する義務を課することが相当であるか否かが最大の問題とされています。企業には個人の株主も多いところ、個人株主を含めた全ての株主の指図権者を必ず確認したいというニーズはないため、C案は相当でないとの指摘がなされています。

### 4 おわりに

以上のように、実質株主確認制度の各モデル案には、制度趣旨や実効性の観点等から様々な指摘がなされていますが、会社法制研究会においては、少なくともA案の制度を設けるべきであるという点では意見が一致しているようです。今年2月には、法務大臣が法制審議会に会社法の改正について諮問しました。これを受け、法制審議会の会社法制部会では、実質株主に関する企業の情報開示請求権の導入を含めた会社法制改正に関する議論が開始されます。

実質株主確認制度がどのように法制化されるのか、今後の動きが注目されます。

## 「推し」か「ファン」か

弁護士 湯浅 靖

「推し」、「推し活」、「担当」ってなんだろうと疑問を持ったまま生活をしていて、若い人がアイドルを応援するとか、高齢の方が演歌歌手を応援することなんだろうかと他人事として人生を送ってきました。「推す」、すなわち推薦するという意味だとすると、周りの人に推薦してまで知り合いでもない赤の他人を後押ししたいという気持ちになれないので、人生の中で「推し」を持ったことはありません。

他方で、愛好者という意味での「ファン」であれば、タイガースファンであり、湯浅投手ファンなので、「ファン」という言葉がしっくりきます。最近では、ロックバンド **sumika** のファンクラブに入り、大阪でのライブはできる限り参戦し、ライブで大声を出して熱狂しているので「ファン」から一步踏み出した「マニア」の部類に入りつつあると自覚しています。年末のロック大忘年会「Radio Crazy」や、2月15日のユニバーサルスタジオジャパンでの「ユニ春」ライブなどで、**sumika** の音楽を浴びることで、自然と流れる涙が止まらない状態になっています。ライブ後も揺さぶられた感情・体温のお陰でホカホカの状態のまま穏やかに生活しつつ、ラジオ番組に送ったライブの感想文を DJ さんに読んでもらってにんまりしながら、新たに発売されるグッズを買い集める日々を送っています。ちなみに、「推し活」って、対象を様々な形で応援する活動全般という意味があるようで、私が **sumika** にしているライブ参戦、グッズ購入、ラジオ投稿という一連の行動は、周りの人に **sumika** を推薦しているわけではありませんが、「推し活」に入っているのかと、妙に自分自身で納得した次第です。

## 司法試験考査委員に就任しました

弁護士 池田 聡

昨年11月に令和7年司法試験及び司法試験予備試験考査委員（商法）を拝命しました。司法試験考査委員は、司法試験の問題作成や採点を担当し、各科目について研究者と実務家（判事、検事、弁護士）がチームになって問題を作成します。司法試験は法曹になるための試験であり、不正があってはならないということで、厳格な守秘義務が課されています。問題の漏洩があってはならないのはもちろんですが、問題作成のための会議にWeb会議を利用することもできないという厳格さです。そのため、私は法務省まで毎週のように出張して問題作成のための会議に臨むということになっています。

問題作成を担当するにあたって、担当する商法（会社法）の過去問を検討したのですが、実際にご相談を頂いたとすると悩ましい問題が出題されているように感じました。最近法科大学院在学中に司法試験を受験することや、早くに予備試験に合格して司法試験を受けることもできるようになっていますが、問題作成を担当する立場となった私から見ても悩ましい問題が出題されていますので、実務の進歩と同時に試験問題も進んでいるように感じます。

毎週のように東京へ出張するというのは時間的に厳しいところがありますが、未来の法曹を選ぶ過程に関わることができることに感謝し、活躍する法曹の選抜に寄与する試験問題の作成に貢献したいと考えております。

## 犯罪白書を読んで

弁護士 松下 聡

昨年末、令和6年の犯罪白書(内容は令和5年の統計と解説等)が法務省から出されました。これによれば、平成14年の約285万件をピークとして一貫して減少し、平成27年からは戦後最小を更新していた犯罪認知件数は、令和4年に増加に転じ、令和5年はさらに増加して約70万件となり、令和元年の水準に近付いているとのことです。昨今の増加は、いわゆるコロナ禍で減少した人流の回復が原因と推測されています。もっとも、平成8年から同14年にかけて犯罪認知件数が激増し、令和3年まで激減した原因は未だはっきりせず、研究者の間でも(実態として犯罪が増減したのか、捜査機関による認知件数の問題なのか含めて)議論が続いているようです。

一昨年は増えたといっても、私が弁護士になった頃と比べてもまだ犯罪認知件数は減少しているわけですが、その頃と比べても増加している犯罪として、特殊詐欺(オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺など)と大麻取締法違反があげられます。これらの犯罪類型については、実際に刑事司法に関わる身としても、増加の実感があります。特に若年層による大麻乱用は感覚どおり統計でも増加しており、憂慮されます(増えたのが実際の犯罪か認知件数かは、逮捕後の事件にしか関わらない私にはもちろん分かりませんが)。

## 「阿川尚之先生メモリアルパーティー」に参加して

弁護士・ニューヨーク州弁護士 安田 幸司

大学時代から非常に良くしてくださっていた阿川尚之慶應義塾大学名誉教授が、昨年11月12日に逝去されました。そして、令和7年3月30日に東京の帝国ホテルでメモリアルパーティーが開催されましたので、そのパーティーに出席してきました。会場には、外務省関係者、海上自衛隊関係者、出版社関係者、大学関係者など250名程度の方が来られ、各々が阿川先生との思い出話に花を咲かせたパーティーでした。

私が日本のロースクールに進学することになったのも、アメリカのロースクールに進学することになったのも、阿川先生の影響が非常に大きかったと思います。それぐらい私にとって影響の大きかった先生でした。

阿川先生は何冊も本を執筆されていらっしゃいますが、中公新書から出版されている「アメリカン・ロイヤルの誕生」は、是非一度みなさまに読んでみて頂きたい一冊です。

## 近況のご報告—知的財産委員会の副委員長への就任など

弁護士・弁理士 矢倉 雄太

本年4月から、大阪弁護士会知的財産委員会の副委員長を拝命することになりました。大阪弁護士会の知的財産委員会では、対内外の講演や研修の企画や実施、大阪地方裁判所知的財産専門部との研究会や協議会などの実施、日本知的財産協会（JIPA）との意見交換会、日本弁理士会関西会との合同研修会の実施など、知的財産に関係する諸活動を行っております。就任後は、主に、同委員会が提供する司法修習生への講義や、日本弁理士会関西会との合同研修会その他対内研修会などを担当する予定です。種々のプロジェクトに携わることのできる貴重な機会とも存じますので、今後とも邁進してまいります。

また、当所の事務所報（NCLaw Letter）の22号（2023年3月）にてご報告しておりました「中央知的財産研究所」から研究員の委嘱を受けていた関係で、本年2月に無事、当職の「メタバースにおける3Dオブジェクトと形態模倣（不競法2条1項3号）」と題する論稿が、別冊パテント31号（2025）に掲載されました。日本弁理士会の提供する『月刊パテント／別冊パテント』目録検索システム（<https://jpaa-patent.info/patent>）からもご確認いただけますので、是非ご覧いただけますと幸いです。

## 大人になって再開する趣味

弁護士・弁理士 西川 侑之介

皆さんは大人になってから再び始めた趣味や習い事がありますか。私は、昨年末から、約10年ぶりにテニスを再開し、月2～3回のペースでプレーするようになりました。もともとは、小学生の頃に軟式テニスを始め、その後は硬式テニスを中学～大学の途中まで続けていました。ただ今では、足腰の筋力の衰えもあり、以前とは異なるプレースタイル、勝ち方を身につけなければなりません。

趣味であっても、意識を高めて取り組むことで「学び」も多く生まれます。例えば、テニスの1セットマッチを行う中で、ゲーム数6対0で完封勝利するケースは多くなく、プレイヤーに多少の実力差があっても1ゲームを取られることはあります。面白いのは、同じ1ポイントでも、落としても大勢に影響のない1ポイントもある一方で、その後の流れを大きく変える1ポイントがあることです。その重要な「1ポイント」は、試合全体を振り返った時に初めて分かることもあります。なるべく試合中に嗅覚を働かせてプレーすることが大切です。こういった重要なポイントを見つけて集中的に取り組む意識というのは、仕事などにも通ずるように思います。

大人になってから始める趣味では、こういった新たな学びが得られる点でとても有意義に感じます。



## 所属弁護士

弁護士・弁理士 三山 峻司  
社会福祉士

弁護士 池田 聡

弁護士・弁理士 矢倉 雄太  
博士（法学）

弁護士 大東 あい

弁護士 阪口 誠

弁護士 松下 聡

弁護士 西川 侑之介  
弁理士

弁護士 湯浅 靖

NY州弁護士 安田 幸司

弁護士 北村 優香子

### 中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号

大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

